

都市政策のこれまでの歩み

◎：主な施策

☆：具体の施策に関係する方針、その他の政策的文書

年	主な施策等	主な背景等
昭和 43 年 (1968.6)	◎ 新都市計画法の制定 ・都市計画決定主体（都道府県知事又は市町村） ・市街化区域と市街化調整区域の区分の創設 ・開発許可制度の創設	・人口及び産業の都市集中に伴い、都市及びその周辺地域において、市街地が無秩序に拡散。 ・公害の発生等都市環境の悪化と公共投資の非効率の弊害。 ・大正 8 年に制定された旧都市計画法を全面的に見直し、総合的な土地利用計画の確立、都市計画における広域性及び総合性の確保、国と地方間の事務配分の合理化等を図る必要性。 (参考)：都市計画の基本理念 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。(都市計画法第 2 条)
昭和 44 年 (1969.6)	◎ 都市再開発法の制定 ・土地及び建物についての権利変換手法を活用し、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、土地が合理的かつ高度に利用された健全な市街地に再開発する事業手法の創設	・都市への人口集中による過密化と不合理な土地利用により、都市機能の低下や都市環境は悪化。 ・都市の総合的な再開発のための新たな手法の必要性。
昭和 47 年 (1972.6)	◎ 都市公園等整備緊急措置法の制定 ・都市公園の緊急かつ計画的整備を促進するための都市公園整備 5 箇年計画の策定	・都市化の急激な進展に伴う緑地とオープンスペースの減少。 ・レクリエーションの場所の不足、都市構造の公害や災害に対する脆弱化、都市環境の悪化。 ・都市の基幹的な生活環境基盤施設である都市公園の緊急かつ計画的な整備による都市環境の改善の必要性。

年	主な施策等	主な背景等
昭和 47 年 (1972.6)	☆ 『日本列島改造論』 <ul style="list-style-type: none"> ・ 均衡ある国土のために大都市の機能を点検して地方に再配置 ・ 必ずしも大都市に立地する必要のなくなった工場、大学、研究機関等を地方に分散 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市では政治、経済、文化等のあらゆる機能が集中し、肥大症。 ・ 地方都市は中枢管理機構や文化、学問の場が乏しく、必要な機能が維持できなくなるといふ悪循環。
昭和 48 年 (1973.9)	◎ 都市緑地保全法の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全地区制度の創設 ・ 緑化協定制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市化の急激な進展に伴い、樹林地、草地、水辺地等が急速に減少。 ・ 既存の良好な自然的環境を積極的に保全するとともに、植栽等による市街地の緑化を推進し、良好な都市環境の形成をはかる必要性。
昭和 49 年 (1974.6)	◎ 地域振興整備公団の発足 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市開発整備等業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市の人口及び産業を地方へ分散するとともに、地方の総合的な開発整備を進め、国土の均衡ある発展をはかる。 ・ 工業活動、学園、流通業務等の計画的な誘導と相まって健全な地方都市を先行的に整備育成。
	◎ 生産緑地法の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地等で、良好な生活環境の確保に相当の効用を持ち、公共施設等の予定地として適するものを対象とする生産緑地地区制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市化の進展に伴う緑地の急激な減少による生活環境の悪化。 ・ 広く民有緑地を積極的に活用しつつ将来必要となる公共施設等の用地をあらかじめ確保する必要性。
昭和 50 年 (1975.7)	◎ 大都市地域における住宅地等の促進に関する特別措置法の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市圏域ごとに、国の関係行政機関、都府県及び指定都市により宅地開発協議会を組織 ・ 土地区画整理促進区域制度等の創設 ・ 特定土地区画整理事業等の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市地域における住宅問題の深刻化に対処して、大量の住宅地の供給を図り住宅の建設を促進する必要。

年	主な施策等	主な背景等
昭和 50 年 (1975.9)	<p>◎ 宅地開発公団の発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連公共施設、交通施設等の整備を行う権能を備えた宅地開発公団の設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口と産業の大都市集中に伴う宅地の大量供給促進の必要性。
昭和 54 年 (1979.12)	<p>☆ 「長期的視点に立った都市整備の基本方向について」（都市計画中央審議会答申） （当面講ずべき都市計画制度上の施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区建設計画制度の創設 ・ 再開発制度の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の都市は、近代的な都市整備の歴史が浅く社会資本ストックが少ないこと、土地利用計画が不十分のまま狭い可住地に各種土地利用が競合したこと、都市化が世界に例のないスピードで進んだこと等により様々な問題を抱えているが、今後都市化が全国的にさらに展開していくことを考えると、今ここで 21 世紀の都市づくりに必要な理念とそれにふさわしい都市政策の基本方向を明らかにし、総合的な都市整備の施策体系を構築する必要がある。
昭和 55 年 (1980.5)	<p>◎ 都市計画法・建築基準法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主として街区内の居住者等の利用に供される地区施設の配置及び規模、建築物の形態、敷地等に関する事項その他土地利用に関する事項を一体的に定める地区計画制度を創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発許可制度と建築確認制度との中間領域については、地区レベルの計画を策定し、これに基づき民間の開発行為、建築行為を適正に規制、誘導するような新たな制度の創設が必要。 ・ 国民の高度化、多様化する欲求に応じて身の回りの快適性、都市の美しさの創造など総合的な居住環境を形成していくうえからも地区レベルの計画の重要性が増大。
昭和 56 年 (1981.10)	<p>◎ 住宅・都市整備公団の発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに都市機能の更新等を主目的とする都市の再開発事業の施行権能の付与 ・ 財投資金を用いた国営公園における特定公園施設の建設等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政改革を契機として、住宅・宅地の供給と都市整備の一体的な推進を図るため、日本住宅公団と宅地開発公団を統合し、住宅・都市整備公団を設立。
昭和 59 年 (1984.8)	<p>◎ 「環境影響評価の実施について」の閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害の防止及び自然環境の保全の観点から、規模が大きく、実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価を行うための実施要領を閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 40 年代半ばから環境の悪化等を理由として公共事業に対する地域住民の反対が高まり、事業の実施が円滑に進まない事例が増加。 ・ 住民の権利意識や参加意識の高まり、身の回りの環境を重視する傾向のほか、このような情勢の変化に対する事業主体側の対応が必ずしも十分ではなかったことも要因。

年	主な施策等	主な背景等
昭和 60 年 (1985.10)	☆ 『 内需拡大に関する対策 』(経済対策閣僚会議) ・ 公共的事業分野への民間活力の導入	・ 経済の拡大均衡を通じて経済摩擦の解消を目指すため、市場開放を推進するとともに、円高の定着を図りつつ、 内需拡大 に努力し、それらを通じて、対外不均衡の是正に積極的に取り組むことが要請。 ・ 民間活力を最大限に活用 することを基本として 内需拡大 を図る必要。
昭和 61 年 (1986.4)	☆ 『 国際協調のための経済構造調整研究会報告書 』 (前川レポート) ・ 大都市圏を中心に、既成市街地の再開発による職住近接の居住スペースの創出や新住宅都市の建設を促進 ・ 地価の上昇を抑制するため、地方公共団体による宅地開発要綱の緩和、用途地域の見直し等	・ 外需依存から内需主導型の活力ある経済成長への転換を図るため、乗数効果も大きく、かつ個人消費の拡大につながるような効果的な 内需拡大策 に最重点を置く。
(1986.5)	◎ 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の制定 ・ 技術革新、情報化及び国際化の進展等の変化に対応し、経済社会の基盤の充実に資する施設整備を促進。民間事業者の資金的、経営的能力の有効活用を促進するための法律的枠組みの整備	・ 内需拡大 の要請に応え、地域経済社会の活性化を図るため、民間事業者による施設整備に対して税制等の呼び水的な政策支援を行う必要性。
昭和 62 年 (1987.6)	◎ 集落地域整備法の制定 ・ 農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進し、適正な土地利用を実現するための集落地域の計画的な整備制度の創設	・ 混住化、兼農化の進展等による虫喰い的な農地転用による農業生産機能の低下。 ・ 無秩序な建築活動による居住環境の悪化。 ・ 生産性の高い農業の確立と良好な都市環境の確保の必要性。
	◎ 民間都市開発の推進に関する特別措置法の制定 ・ 民間都市開発事業について、参加や融通業務を行う民間都市開発推進機構に対し、無利子貸し付け等の支援措置を講ずるなどの制度を創設。	・ 内需の振興 、地域経済の活性化等の要請に応え、 民間事業者の能力を活用 しつつ、良好な都市開発を推進する必要性。

年	主な施策等	主な背景等
平成2年 (1990.3)	◎「 土地関連融資の抑制について 」(大蔵省銀行局長 通達) ・ 不動産業向け貸出の増勢を総貸出の増勢以下に 抑制することを目途として、各金融機関におい て調整を図るいわゆる「総量規制」が実施	・ 金融面からも地価問題に積極的に対応が必要。
平成3年 (1991.3)	◎ 土地税制改革 ・ 地価税の創設や土地保有課税・譲渡益課税の強 化等	・ 土地の資産としての有利性を縮減し、投機的 土地取引の抑制と土地の有効利用の促進 の必要性。
平成4年 (1992.6)	◎ 都市計画法・建築基準法の一部改正 ・ 用途地域を12種類に詳細化 ・ 市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村 マスタープラン)の創設	・ 地価高騰 に対応して適切な住環境の保護等 を図るため、土地利用計画制度等の充実を 図る必要。
平成7年 (1995.2)	◎ 被災市街地復興特別措置法の制定 ・ 本格的復興を迅速円滑に進めるための被災市街 地復興推進地域の創設 ・ 土地区画整理事業等を推進するための事業手法 の拡充 ・ 復興に必要な住宅供給確保のための特例措置	・ 阪神・淡路大震災を教訓とし、大規模な災害が 発生した都市において、迅速かつ的確 なる復興を可能とする制度の必要性。
平成9年 (1997.5)	◎ 密集市街地における防災街区の整備の促進に 関する法律の制定 ・ 防災再開発促進地区における建築物建替の促進 ・ 防災街区整備地区計画及びその実現促進措置 ・ 延焼等危険建築物の除却のための制度を創設	・ 阪神・淡路大震災の経験にかんがみ、危険な密 集市街地について防災機能の確保と土 地の合理的かつ健全な利用を図るための制度 の必要性。

年	主な施策等	主な背景等
平成9年 (1997.6)	<p>☆ 「今後の都市政策のあり方について 中間とりまとめ」 都市政策ビジョン（仮称）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既成市街地の再構築と都市間連携 ・ 経済活動の活性化等に寄与する都市整備の展開 ・ 環境問題、景観形成など新たな潮流への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の人口のピークが間近に迫る中、都市の拡張テンポが低下してきており、加えて郊外の自然を守ろうとする動きはかつてなく強い。一方で都市の内部には、大都市、地方都市を問わず解決すべき問題が数多く残されているとともに空洞化など新たな問題が出てきている。人口、産業が都市へ集中し、都市が拡大する「都市化社会」から、都市化が落ち着いて産業、文化等の活動が都市を共有の場として展開する成熟した「都市型社会」への移行に伴い、都市の拡張への対応に追われるのではなく都市の中へと目を向け直して「都市の再構築」を推進すべき時期に立ち至ったものといえることができる。
平成10年 (1998.6)	<p>◎ 環境影響評価法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定権者が都市計画を定める手続きと併せて環境影響評価を行う特例を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央環境審議会において、新たな環境影響評価制度は法律による制度とすること、事業者ができる限り早い段階から環境配慮を行うことなどの方針を提示。
平成13年 (2001.4)	<p>◎ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体化推進に関する法律の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の整備改善と商業等の活性化を一体的に推進するための制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ モータリゼーションの進展、中心商店街の疲弊等を背景として中心市街地の空洞化が進行し、その活性化が緊急の課題。
平成13年 (2001.4)	<p>☆ 『緊急経済対策』（経済対策閣僚会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融再生と産業再生 ・ 都市再生、土地の流動化 <ul style="list-style-type: none"> - 内閣総理大臣を本部長とする都市再生本部の設置 - 21世紀型都市再生プロジェクトの推進 - 土地の流動化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産市場の低迷は、資源の有効利用を妨げ、適正な価格の形成も遅らせている。資産市場の抱えるこのような構造問題に取り組むことは、日本経済がダイナミックな成長を遂げていく上でも極めて重要な意味を持っている。

年	主な施策等	主な背景等
平成 14 年 (2002.4)	<p>◎ 都市再生特別措置法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生緊急整備地域を政令で定め、都市再生本部が整備方針を決定 用途地域等に基づく規制を適用除外とする都市再生特別地区を創設 民間事業者等による都市計画の提案制度等を創設 	<ul style="list-style-type: none"> 都市の魅力と国際競争力を高めることが経済構造改革の一環として重要な課題。 民間の資金やノウハウを都市の再生に振り向けることが不可欠。 (参考)：「都市の再生」の定義 近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（都市再生特別措置法第1条）
平成 15 年 (2003.12)	<p>☆ 「国際化、情報化、高齢化、人口減少等 21 世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方について」（社会資本整備審議会答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境と共生した持続可能な都市の構築 国際競争力の高い世界都市・個性と活力あふれる地方都市への再生 「良好な景観・緑」と「地域文化」に恵まれた『都市美空間』の創造 	<ul style="list-style-type: none"> 今後我が国の都市は、街並みや住宅、社会資本の質において依然として多くの「負の遺産」を抱えたまま、人口の減少を伴いつつ、空洞化が進む「市街地縮小の時代」と言うべき、今まで経験したことのない新たな局面に突入。 クルマに過度に依存した拡散型都市構造を、コンパクトで緑とオープンスペースの豊かな集約・修復保存型都市構造へと転換。
平成 16 年 (2004.4)	<p>◎ 都市再生特別措置法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方の自主性、裁量性を大幅に拡大した都市再生のための交付金（まちづくり交付金）制度を創設 都道府県の有する都市計画決定権限等の市町村への移譲 NPO 法人等が実施する事業等を都市再生整備計画に位置付け、支援 	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力が十分ではない地方都市において、地域の実情に応じた都市再生を効果的に進める必要。 地域の実情を熟知した市町村のまちづくりに関する権限の拡充と合わせて、市町村の自主性・裁量性の高い財政支援制度を創設する等の必要性。

年	主な施策等	主な背景等
平成 16 年 (2004.6)	<p>◎ 景観法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画の策定 ・ 景観計画区域等における行為規制 ・ 景観重要公共施設の整備 ・ 景観協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等により、個性ある美しい町並みや景観形成が求められ、各地で景観条例の制定等の取組。 ・ 良好な景観の形成を国政の重要課題として位置付け、地方公共団体の取組を支援するための法的な仕組みの必要性。
平成 18 年 (2006.2)	<p>☆ 「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」(社会資本整備審議会第一次答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的都市機能の適正立地のための都市計画制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市圏内の一定の地域を、都市機能の集積を促進する拠点(集約拠点)として位置づけ、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる『集約型都市構造』を実現。
(2006.5)	<p>◎ 都市計画法・建築基準法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業地域、白地地域等において大規模集客施設の立地を原則として禁止 ・ 市街化調整区域内において大規模開発を許可できる基準の廃止、病院、学校等の公共公益施設を開発許可等の対象化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ モータリゼーションの進展等を背景として都市の無秩序な拡散が進み、中心市街地の空洞化、公共投資の非効率性、環境負荷の増大などの問題が発生。 ・ 既存ストックを有効に活用しつつ、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりが必要。 ・ 都市構造に広域的に大きな影響を与える大規模集客施設や公共公益施設につき、都市計画の手続きを通じて、地域の判断を反映した適切な立地確保が必要。

年	主な施策等	主な背景等
平成 20 年 (2008.1)	<p>◎ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案の国会提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が作成する歴史的風致の維持・向上に関する計画を国土交通大臣、文部科学大臣等が共同で認定 ・ 重要文化財等と一体となって歴史的風致を形成する建造物を市町村が指定して保全する制度等の創設 ・ 地域の歴史・伝統を活かした物品販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建築物を立地可能とする制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史上価値の高い建造物を核とした歴史的風致が急速に消失。 ・ 貴重な資産である歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを積極的に支援する必要。
(2008.3)	<p>◎ 京都議定書目標達成計画の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集約型・低炭素型都市構造の実現（追加） ・ 下水道における省エネルギー対策、汚泥資源等の新エネルギーとしての有効利用（追加） ・ 下水汚泥焼却施設における燃焼高度化 ・ 都市緑化等ヒートアイランド対策 ・ エネルギーの面的利用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市のあり方は地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであり、低炭素社会の構築に向け、都市構造の転換が必要。